

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度 被保険者証が更新されます

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている世帯(方)に、平成27年8月以降の新しい被保険者証を7月下旬までにお送りします。

＜簡易書留郵便で配達します＞  
簡易書留郵便で配達します。受領印を押したうえで配達員より直接お受け取りください。留守中に配達された場合は不在票が入りますので、確認のうえ早めにお受け取りください。

＜住民登録は正確な情報で＞  
被保険者証は住民登録の住所にお送ります。アパートやマンションにお住まいの方は、棟や部屋番号まで登録してください。住民登録の住所以外にお住まいの方には、被保険者証が配

達されない場合があります。

◎国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定書」の更新は手続きが必要です

平成27年8月1日以降の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定書」の交付を希望される方は、新しい被保険者証と印鑑をお持ちのうえ国民健康保険課給付担当(第二庁舎1階)へ申請してください。

◎国民健康保険課▽国民健康保険課について：☎963319146  
▽国保の限度額適用(標準負担額減額)認定証について：☎963319154  
▽後期高齢者医療制度について：☎963319170

### 住民票等の不正取得による悪用を防ぐために 本人通知制度をご利用ください

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍証明書等を本人以外の第三者に交付した際に、本人へ通知する制度です。個人情報漏えいによる被害を早期に食い止めるために、一人でも多くの方に登録していただくことをお勧めします。これにより、ご自身の情報を守るだけでなく、不正取得を行いたい環境にすることができません。

通知を希望する方は事前の登録が必要です。

\*法令に基づき正当な理由がある場合は、第三者でも住民票の写しや戸籍証明書等を交付請求することができます

＜登録できる方＞ 本市の住民基本台帳に記載されている方または戸籍に記載されている方

＜申請窓口＞ 市民課(本庁舎1階)、北部・南部出張所

\*郵送可

＜必要書類＞ 本人確認書類(運転免許証、パスポート、顔写真付き住民基本台帳カードなど)

\*代理の方がお越しになる場合は、本人が署名押印した委任状が必要です

国民健康課 ☎963319126

### 国保のお知らせ

#### 国民健康保険税の納税通知書をお送りします

平成27年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替をご利用の方は通知書のみ)を7月16日(木)に発送します

国民健康保険課 ☎963319146

#### 後期高齢者医療保険料の納入通知書をお送りします

普通徴収納付書による個別納付の方に「後期高齢者医療保険料決定通知書兼納入通知書」を、特別徴収(年金から差し引き)の方に「後期高齢者医療保険料決定通知書兼特別徴収納入通知書」を7月14日(火)に発送します。年保険料額、納期限、各期別納付額をご確認のうえ、納期限内の納付にご協力ください。納付には口座振替が便利です。申込みは、決定通知書に同封の口座振替依頼書を国民健康保険課(第二庁舎1階)、北部・南部出張所またはご自身の口座がある金融機関へ提出してください。

\*納期限を過ぎた納付書やバーコードがついていない納付書は、コンビニエンスストアではお取扱いきません

国民健康保険課 ☎963319170

### 税のお知らせ

#### 納付書をお送りします

平成27年度①固定資産税・都市計画税 ②市・県民税の年税額に変更のあった方や新たに課税された方に通知書と納付書(口座振替の方は通知書のみ)を①は7月6日(月) ②は7月10日(金)に発送します。新たにお送りする納付書で納付してください。金融機関やコンビニエンスストアでも納付できます。コンビニ

#### 倒産やリストラなどで離職した方の国民健康保険税が軽減されます

現在、国民健康保険に加入している方や、これから国民健康保険に加入する方で、次の①～③のすべてに該当する方は、国民健康保険税が軽減されます。該当する方は国民健康保険被保険者証・印鑑・雇用保険受給資格者証をお持ちのうえ、国民健康保険課へ申請してください。(出張所では受付できません)

＜対象者＞  
①倒産・会社の都合による解雇などで離職した方  
②雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者として失業給付を受ける方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかである方)

③離職日時点で65歳未満の方

対象者の前年給与所得を100分の30として国民健康保険税を計算

＜軽減対象期間＞  
平成23年3月31日以降に離職された方は離職日の翌日から、その日の属する年度の翌年度末まで、平成22年3月31日から23年3月31日までに離職された方は平成23年度のみ軽減されます。

国民健康保険課 ☎963319146

③のすべてに該当する方は、国民健康保険税が軽減されます。該当する方は国民健康保険被保険者証・印鑑・雇用保険受給資格者証をお持ちのうえ、国民健康保険課へ申請してください。(出張所では受付できません)

①倒産・会社の都合による解雇などで離職した方  
②雇用保険の特定受給資格者、特定理由離職者として失業給付を受ける方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかである方)

③離職日時点で65歳未満の方

対象者の前年給与所得を100分の30として国民健康保険税を計算

＜軽減対象期間＞  
平成23年3月31日以降に離職された方は離職日の翌日から、その日の属する年度の翌年度末まで、平成22年3月31日から23年3月31日までに離職された方は平成23年度のみ軽減されます。

国民健康保険課 ☎963319146

#### 市税の納付には口座振替が便利です

納期限日に口座引き落としされますので、金融機関に出かける手間が省けます。納税通知書・預・貯金通帳と口座振替利用予定持ちのうえ、口座振替利用予定金融機関、収納課(第三庁舎3階)または北部・南部出張所へ。国民健康課 ☎963319141

#### 休日納税窓口を開きます

7月5日(日)・19日(日)・8月2日(日)・午前9時～午後3時 賜収納課(第三庁舎3階)、国民健康課(第二庁舎1階) 国民健康課 ☎963319142、国民健康保険課 ☎963319143

#### 家屋にかかる固定資産税の減額措置について

次に該当する方は、申請により固定資産税の減額が受けられます。

＜住宅耐震改修工事＞  
昭和57年1月1日に存在していた住宅で、現行の耐震基準に適合する耐震改修を行った場合、改修家屋1戸当たり120平方メートルを限度として翌年度分の固定資産税の2分の1を減額する措置が適用されます。

＜バリアフリー改修工事＞  
平成19年1月1日に存在していた住宅で、一定のバリアフリー改修を行った場合、改修家屋1戸当たり100平方メートルを限度として翌年度分の固定資産税の3分の1を減額する措置が適用されます。

### 国民年金保険料 平成27年度分免除申請の受付開始

7月から、平成27年度(7月～28年6月分)の国民年金保険料免除申請および若年者納付猶予(30歳未満)の申請受付が始まります。免除や納付猶予の承認は、本人および配偶者(免除の場合は世帯主も含む)の平成26年中の所得で審査されます。

なお、前年度に全額免除または若年者納付猶予の承認を受け、継続申請を希望された方は手続き不要ですが、4分の3・半額・4分の1免除の承認を受けたい方は、毎年手続きが必要です。初めて免除申請を希望する方は、随時受け付けています。

国民年金事務所 ☎96001190、市役所市民課国民年金担当 ☎963319155

定資産税の3分の1を減額する措置が適用されます。

\*詳しくは左記へ  
国民健康課 ☎963319149

＜省エネ改修工事＞  
平成20年1月1日に存在していた住宅で、一定の省エネ改修工事を行った場合、改修家屋1戸当たり120平方メートルを限度として翌年度分の固定資産税の3分の1を減額する措置が適用されます。

＜長期優良住宅＞  
長期にわたって良好な状態で使用される構造等を備えた良質な住宅の普及と促進のため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定基準に基づき、行政庁の認定を受けて新築した住宅に対して、1戸当たり120平方メートルを限度として固定資産税を一定の期間2分の1に減額する措置が適用されます。

所得税の住宅ローン控除の延長に合わせ、平成30年から31年6月30日までの入居者も対象となります。

＜市たばこ税の見直し＞  
旧3級品の紙巻たばこに係る税率の特例を廃止し、平成28年から31年までの4年間で段階的に特例減税分を縮小します。

国民健康課 ☎963319144  
☎963319145

### 平成27年度固定資産税・都市計画税の第2期の納期限は7月31日(金)です

7月からの平成27年度(7月～28年6月分)の国民年金保険料免除申請および若年者納付猶予(30歳未満)の申請受付が始まります。免除や納付猶予の承認は、本人および配偶者(免除の場合は世帯主も含む)の平成26年中の所得で審査されます。

なお、前年度に全額免除または若年者納付猶予の承認を受け、継続申請を希望された方は手続き不要ですが、4分の3・半額・4分の1免除の承認を受けたい方は、毎年手続きが必要です。初めて免除申請を希望する方は、随時受け付けています。

国民年金事務所 ☎96001190、市役所市民課国民年金担当 ☎963319155